

第114期 定時株主総会招集ご通知

日時

2020年6月26日(金曜日) 午前10時

(受付開始：午前9時)

場所

千葉市中央区千葉港1番2号

当行本店3階会議室

【ご来場自粛のお願い】

多くの株主さまが来場する株主総会は、集団感染リスクがあります。極力、事前の議決権行使をいただき、株主の皆さまの健康と安全を最優先に考え、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主さまへのお土産をご用意しておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

目次

第114期定時株主総会招集ご通知	1
インターネット等による議決権行使のご案内	3
(添付書類)	
第114期事業報告	5
計算書類等	31
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	41
第2号議案 取締役4名選任の件	42
第3号議案 監査役2名選任の件	46

株主各位

千葉市中央区千葉港1番2号
株式会社 千葉銀行
取締役頭取 **佐久間 英利**

第114期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止について慎重に検討いたしました結果、適切な対策を実施したうえで開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、健康と安全を第一に考え、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 千葉市中央区千葉港1番2号
当行本店3階会議室

3. 目的事項

報告事項	1. 第114期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
	2. 第114期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件

決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件
	第2号議案 取締役4名選任の件
	第3号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権行使について

株主総会ご出席による 議決権行使の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年6月26日(金曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時)

郵送による 議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2020年6月25日(木曜日)
午後6時

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合



当行指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.e-sokai.jp>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月25日(木曜日)
午後6時

詳細は3頁から4頁をご覧ください。

重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以上

- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト(<https://www.chibabank.co.jp/company/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類及び連結計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」も含まれております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト(<https://www.chibabank.co.jp/company/>)に掲載させていただきます。
- 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する右記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は次ページ記載のとおり同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

インターネットによる議決権行使期限

2020年6月25日(木曜日)午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早目に行わせていただきますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

■ 議決権行使ウェブサイトへアクセス (パソコン等をご利用する場合)

1 ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

ここまでで準備は完了です。
ここからは画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。
また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

■ スマート行使[®]による方法（スマートフォンをご利用する場合）

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

1 QRコードを読み取る



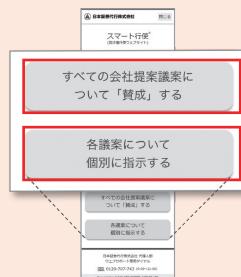
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。詳しくは、同封の「スマート行使[®]」の使い方をご覧ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社代理人部【ウェブサポート専用ダイヤル】

電話 0120-707-743 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社CJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

1. 当行の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果等

① 主要な事業内容

当行は、千葉県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務、為替業務に加え、日本銀行等金融機関の代理業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託業務などをつうじ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しています。

② 金融経済環境

国内経済

当期のわが国経済をかえりみますと、期の前半は企業収益は総じて高水準で推移したほか、雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復を続けました。しかし、期の後半にかけては、消費税率の引き上げなどによる個人消費の低迷や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気の先行きに対する不透明感が高まりました。

県内経済

県内経済につきましては、企業業績が改善したほか、交通インフラの整備や各種開発プロジェクトの進展等に下支えされ、回復基調が継続しましたが、昨年相次いで発生した自然災害に加え、足元ではインバウンド需要の減少や外出自粛による個人消費の低迷など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が出ています。

金融情勢

無担保コール翌日物金利は、期を通して△0.04%前後で推移しました。長期国債の流通利回りは一時△0.2%台後半まで低下しましたが、期末には0.05%前後の水準となりました。日経平均株価は、好調な企業業績等を背景に一時24,000円まで上昇しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業業績の悪化懸念等から、期末にかけて18,000円台まで下落しました。

③ 事業の経過及び成果

このような金融経済環境のなか、当行は、2017年4月から2020年3月までの3年間を計画期間とする第13次中期経営計画「ベストバンク2020 Final Stage -価値共創の3年」のもと、先進的なサービスで個人や中小企業をはじめとした地域のお客さまに、最高の満足と感動を提供する「リテール・ベストバンク」グループの実現に向け、各種施策に積極的に取り組みました。

なかでも、他行との連携については、「TSUBASAアライアンス」「千葉・武蔵野アライアンス」の2つのアライアンスに加え、昨年7月に横浜銀行と「千葉・横浜パートナーシップ」を新たに締結し、諸施策への取組みを加速しました。

「TSUBASAアライアンス」は、昨年5月に滋賀銀行が加わり、9行体制となったほか、昨年9月には東邦銀行と基幹系システム共同化について合意しました。また、昨年10月には銀行の垣根を超えたマッチング活動を強化するためにM&A業務プラットフォームを構築するとともに、東邦銀行との共同営業拠点となる水戸法人営業所を新設しました。

「千葉・武蔵野アライアンス」においては、昨年10月に両行が一部の店頭業務を代理することで効率的な運営を行う共同店舗の「池袋支店」を新設するとともに、人材交流や各種セミナーの共同開催などを積極的に行いました。

「千葉・横浜パートナーシップ」は、「お客さまのための連携」として、両行のノウハウや地域情報の相互活用をつうじて、より付加価値の高いサービスを提供していくことを目的とし、営業部門を中心に連携を進めました。お客さまの多様なニーズに対応するため、お客さまの相互紹介を開始するとともに、昨年10月には新たな事業領域に挑戦していくため、「新事業共創プロジェクト」を設置しました。また、地方創生や被災地の復興を支援するため、「南房総・三浦半島サイクルスタンプラリー」を開催しました。

業務面では、地域の産業を担う中小企業の成長を後押しするため、事業性評価に基づく融資や本業支援等に積極的に取り組みました。お客さまの経営課題の解決に向け、コンサルティングサービスを行う「アドバイザー業務」に注力するとともに、グループ会社であるちばぎんキャリアサービス株式会社をつうじて行う「人材紹介業務」や、キャッシュレス決済を総合的にサポートする「TSUBASAちばぎんキャッシュレス加盟店サービス」を開始しました。このほか、販路拡大や海外進出等に向け、各種ビジネスマッチング商談会やセミナーを開催しました。

さらに、グループ一体となって「地方創生」に引き続き積極的に取り組んでいます。地域社会の発展や地域経済の活性化等を目的として、大多喜町や流山市などと歴史的資源を活用した観光まちづくりに関する連携協定を締結したほか、「ちばぎん古民家事業支援制度」の活用により地域の観光振興や雇用創出につながる事業の支援にも取り組みました。

昨年9月に発生した台風15号をはじめとする自然災害や新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受けているお客さまに対しては、専門の相談窓口を設置するとともに、各種制度融資を活用したご支援やご返済に向けたサポートについてきめ細かく対応しました。

また、当行は資産運用業務に関してお客さま本位の取組みを徹底しており、「『お客さま本位』の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する方針」を策定のうえ、その取組状況などについても公表しました。このほか、多様なお客さまのニーズに対応するため、土日も営業する保険ショップ「保険の窓口@ちばぎん」を新たに2か所開設しました。

このほか、高い生産性を実現するため、働き方改革や融資・ローン業務の効率化、店頭・店内業務の効率化などを推進しています。営業店においては、新窓口システム「TSUBASA Smile」の導入を進めたほか、店内事務の本部集約などにより業務の生産性を高め、お客さまへの対応に専念できる環境整備や人員再配置を積極的に進めています。

新たな発想を生み出す企業風土を醸成するため、ダイバーシティの推進にも引き続き積極的に取り組みました。意欲のある女性が活躍できるよう職域の拡大やキャリア意識の啓発のための諸施策に取り組むとともに、男性も女性も「働きやすく、働きがいのある」職場づくりを目指して環境整備を進めました。こうした取り組みを評価いただき、経済産業省が実施する「新・ダイバーシティ経営企業100選プライム」に金融機関として初めて選定されたほか、経済産業省・東京証券取引所が女性活躍推進に優れた企業を評価する「なでしこ銘柄」に3年連続で選定されました。

また、現在建設中の新本部棟については、地域社会との共生のシンボルと位置付け、大規模災害を想定した事業継続体制（BCP）の強化を図るとともに、地域のお客さまとの交流拠点としても活用していく予定です。

ちばぎんグループでは、中長期的に社会価値と経済価値との両立を目指す「持続的経営」の実現に向け、ESG（環境・社会・ガバナンス）課題への取り組みを積極的に進めています。昨年5月には国連で採択されたSDGsの達成に向け、地域が抱える社会・環境課題の認識や課題に対する当行グループの取組方針をまとめた「ちばぎんグループ SDGs宣言」及びTSUBASAアライアンス行と連携した「TSUBASA SDGs宣言」を制定しました。

「環境」においては、気候変動が企業の財務内容に与える影響について適切な情報開示を求める「TCFD」（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明しました。さらに、自然災害の被害を受けたお客さまを支援するために、県内金融機関などと「ちば災害復興支援ファンド」を共同で設立したほか、グループ会社が新たに組成したESG関連ファンドの取扱いを提携行とともに開始しました。

「社会」においては、スポーツ振興の支援をつうじた地域社会への貢献を目的として「スポーツ応援私募債」の取扱いを継続するとともに、グループ会社の「ちばぎんハートフル株式会社」において障がい者雇用の一層の促進を図りました。このほか、「ちばぎんハートフル福祉基金」をつうじて、各種法人・団体が行う社会福祉活動を資金面からサポートしました。さらに、昨年6月に千葉市と「災害時における本部棟施設の提供協力に関する協定」を締結しました。

「ガバナンス」においては、社外取締役3名を含む9名の取締役からなる取締役会が経営方針やその他重要な業務執行を決定するとともに、業務執行の監督を適切に行っています。また、グループCEOによる全体統括のもと、グループチーフオフィサーを所管分野の責任者として配置することで、グループを統合した経営管理体制を構築しています。このほか、取締役会の実効性評価については、初めて外部機関による評価を導入し、その結果を参考にさらなる改善を進めるとともに、株主との建設的な対話に向け、IR活動などをつうじて積極的な情報開示に努めています。

このような活動により、当期につきましたは、次のような成果を取めることができました。この間のお客さま並びに株主の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

預金等

預金につきましては、個人預金が前期末比3,904億円増加したことなどにより、期末残高は前期末比4,554億円増加し、12兆7,889億円となりました。また、投資信託のお預かり残高は、前期末比422億円減少し、2,335億円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、お客さまのお借入のニーズに積極的にお応えしたことから、期末残高は前期末比4,796億円増加し、10兆6,165億円となりました。

特定取引

特定取引資産につきましては、期末残高は前期末比2,247億円増加し、4,128億円、また特定取引負債は、前期末比34億円増加し、256億円となりました。

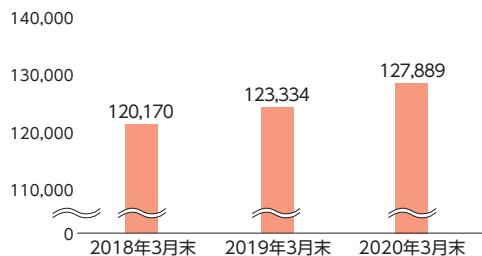
有価証券

有価証券につきましては、期末残高は前期末比210億円増加し、2兆1,037億円となりました。

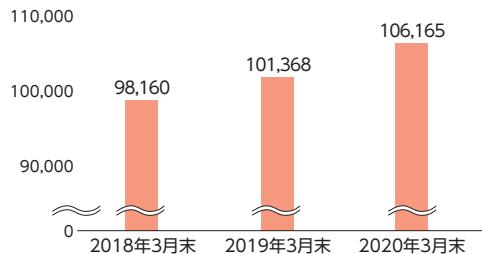
損益状況

損益につきましては、預金及び貸出金の増強などにより、収益力の向上を図りました。この結果、経常利益は678億72百万円、当期純利益は459億37百万円となりました。また、連結の経常利益は726億17百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は480億37百万円となりました。

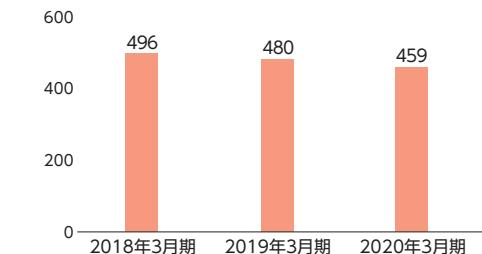
預金の状況 (億円)



貸出金の状況 (億円)



当期純利益の状況 (億円)



店舗

店舗につきましては、当期は「池袋支店」を新設し、戦略的営業地域と位置付ける東京23区において、さらなる店舗ネットワークの拡充を図りました。さらに、千葉県に隣接する茨城県内に「水戸法人営業所」を新設いたしました。当期末の営業所数は、本店のほか164支店（うち仮想店舗3か店）、16出張所、5特別出張所の合計186か店、店舗外現金自動設備は49,371か所（うち自行の店舗外現金自動設備は303か所、セブン銀行との提携による共同ATMは23,389か所、イーネットとの提携による共同ATMは12,349か所、ローソン銀行との提携による共同ATMは13,330か所）となりました。このほかでは両替出張所3か所、海外駐在員事務所3か所となっております。

④ 当行の対処すべき課題

わが国経済は、少子高齢化の進展や消費税率の引き上げに加えて、世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により先行きの不透明感が高まっています。

千葉県においても、足元ではインバウンド需要の減少や外出自粛による個人消費の低迷など、感染症拡大の影響が広がっていますが、圏央道・外環道などの交通インフラ整備等をはじめ、豊富な官民プロジェクトが進行していることから、県内経済は中長期的には大きな成長が期待されています。

こうした環境認識を踏まえ、当行は2020年4月から2023年3月を計画期間とする第14次中期経営計画「NEXT STEP 2023 ~未来へ、つながる・超える~」を新たにスタートしました。当行グループが果たすべき使命は、「お客さまや地域社会のパートナーとして最新の金融サービスを提供し、地域経済の持続的な発展に貢献する」ことであるとの認識のもと、円滑な資金供給やコンサルティング機能の発揮などにより、地域のお客さまのサポートをしっかりと行ってまいります。

本中期経営計画においては、金融機能の深化と地域金融の新たなモデル構築による「カスタマーエクスペリエンス」の向上をビジョンに掲げ、以下の4つの基本方針のもと、12の重要戦略を実現することにより、お客さまや地域と深くつながり、既存の銀行の枠組みを超えて、お客さまや地域とともに未来への歩みを進めてまいります。

（4つの基本方針）

- I. お客さまに寄り添い共に進化し続けます
- II. お客さまの未来のために新たな価値を創造し続けます
- III. 提携戦略を高度化します
- IV. サステナブルな経営を実現します

こうした方針のもと、社外からの視点を取り入れていくことや、株主の皆さまとの建設的な対話などをつうじ、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図り、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

引き続き、お客さま、株主の皆さま、地域社会の方々などのご期待にお応えできるよう最大限の努力を尽くす所存でございます。株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	115,657	120,170	123,334	127,889
定期性預金	35,835	35,284	34,645	33,698
その他	79,822	84,885	88,689	94,190
社 債	1,172	1,137	1,165	1,152
貸 出 金	93,053	98,160	101,368	106,165
個人向け	34,139	35,728	37,013	37,928
中小企業向け	41,486	44,225	46,009	48,571
その他	17,428	18,205	18,345	19,664
特定取引資産 (トレーディング資産)	1,292	1,215	1,880	4,128
特定取引負債 (トレーディング負債)	164	126	222	256
有 価 証 券	23,736	21,567	20,827	21,037
国 債	6,600	4,520	2,638	1,709
その他	17,135	17,046	18,188	19,328
総 資 産	140,262	143,036	148,916	155,370
内 国 為 替 取 扱 高	686,940	696,226	705,797	720,021
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 3,926	百万ドル 4,091	百万ドル 4,689	百万ドル 4,961
経 常 利 益	百万円 70,005	百万円 70,607	百万円 67,051	百万円 67,872
当 期 純 利 益	百万円 48,619	百万円 49,655	百万円 48,006	百万円 45,937
1株当たりの当期純利益	60円22銭	62円75銭	62円10銭	61円20銭
信 託 財 産	3	11	25	29
信 託 報 酬	百万円 2	百万円 16	百万円 23	百万円 8

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	2,278	2,340	2,386	2,429
経常利益	776	784	724	726
親会社株主に帰属する当期純利益	527	537	504	480
純資産額	9,005	9,432	9,522	9,293
総資産	140,957	143,818	149,641	156,099

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	4,154人	4,224人
平均年齢	39年4月	39年4月
平均勤続年数	16年2月	16年3月
平均給与月額	433千円	429千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、執行役員16人及び臨時雇員並びに嘱託を含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

			当年度末		前年度末	
			店	うち出張所	店	うち出張所
千	葉	県	160	(19)	160	(19)
東	京	都	15	(1)	15	(2)
埼	玉	県	3	(—)	3	(—)
茨	城	県	4	(1)	3	(—)
大	阪	府	1	(—)	1	(—)
国	内	計	183	(21)	182	(21)
米		州	1	(—)	1	(—)
欧		州	1	(—)	1	(—)
ア	ジ	ア	1	(—)	1	(—)
海	外	計	3	(—)	3	(—)
合		計	186	(21)	185	(21)

(注) 上記のほか、両替出張所、海外駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を以下のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
両替出張所(成田空港)	3か所	3か所
海外駐在員事務所	3か所	3か所
店舗外現金自動設備	49,371か所	49,479か所

□. 当年度新設営業所

営業所名	所在地
つくば支店水戸法人営業所出張所	茨城県水戸市南町三丁目4番14号
池袋支店	東京都豊島区東池袋一丁目24番1号

(注) 2019年10月の池袋支店新設に伴い、新宿支店池袋法人営業所出張所を廃止いたしました。
このほかに、次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

○店舗外現金自動設備の新設

幕張新都心支店イオンスタイル幕張ベイパーク出張所	(千葉市美浜区若葉)
柏西口支店ピーコックストア豊四季台出張所	(柏市豊四季台)
旭支店ナリタヤ旭萬力店出張所	(旭市萬力)
千葉駅前支店ペリエ千葉4号出張所	(千葉市中央区新千葉)
本店営業部ゆりまち袖ヶ浦駅前モール出張所	(袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前)
本店営業部成田国際空港第3ターミナル出張所	(成田市取香上人塚)
本店営業部池袋支店内出張所	(東京都豊島区東池袋)
新松戸支店テラスモール松戸出張所	(松戸市八ヶ崎)
本店営業部幸町二丁目出張所	(千葉市美浜区幸町)
津田沼支店袖ヶ浦団地出張所	(習志野市袖ヶ浦)
セブン銀行との提携による共同ATM	949か所
イーネットとの提携による共同ATM	296か所
ローソン銀行との提携による共同ATM	556か所

○店舗外現金自動設備の廃止

柏西口支店豊四季台出張所	(柏市豊四季台)
セブン銀行との提携による共同ATM	927か所
イーネットとの提携による共同ATM	324か所
ローソン銀行との提携による共同ATM	667か所

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社 武蔵野銀行	武蔵野銀行池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目24番1号 (ニッセイ池袋ビル11階)	普通銀行

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社 武蔵野銀行

5 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	9,660
---------	-------

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
ソフトウェア	6,749
営業店舗施設	660

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社総武	千葉県美浜区中瀬一丁目10番地2	千葉銀行用店舗・厚生施設の賃貸、保守、管理及び調度品・消耗品等の調達、販売業務	1959年9月7日	百万円 20	% 100.00	—
ちばぎんキャリアサービス株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目10番地2	経理総務関連業務、職業紹介業務	1989年12月22日	20	100.00	—
ちば債権回収株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目10番地2	債権管理回収業務	2001年10月1日	500	100.00	—
ちばぎんハートフル株式会社	千葉県美浜区真砂四丁目1番10号	千葉銀行の事務代行業務	2006年12月1日	10	100.00	—
ちばぎん証券株式会社	千葉県中央区中央二丁目5番1号	証券業務	1944年3月27日	4,374	100.00	—
ちばぎん保証株式会社	千葉県稲毛区稲毛東三丁目17番5号	住宅ローン等に係る信用保証業務	1978年5月1日	54	45.63	—
ちばぎんジェシービーカード株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目10番地2	クレジットカード業務、信用保証業務	1982年11月1日	50	49.00	—
ちばぎんディーシーカード株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目10番地2	クレジットカード業務、信用保証業務	1989年2月16日	50	40.00	—
ちばぎんリース株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目10番地2	リース業務	1986年12月15日	100	49.00	—

(注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 上記9社は、連結子会社及び子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は5社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行、株式会社千葉興業銀行、株式会社京葉銀行、6信用金庫、農林中央金庫、千葉県内17農業協同組合、中央労働金庫及び千葉県内3信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット（銀行50行、他15社、合計65社の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
7. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
9. 株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行及び日本アイ・ビー・エム株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
10. 株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社北越銀行、株式会社武蔵野銀行及び株式会社滋賀銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
11. 株式会社武蔵野銀行との間で、業務及び資本の提携に関して「包括提携契約書」（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。
12. 株式会社横浜銀行との間で、業務提携に関する「基本合意書」（千葉・横浜パートナーシップ）を締結しております。

7 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8 その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐久間 英 利	取締役頭取（代表取締役）		
稲 村 幸 仁	取締役副頭取（代表取締役）		
米 本 努	取締役専務執行役員 企画本部長 経営企画部、広報部、新本部棟準備室、 経営管理部担当		
篠 崎 忠 義	取締役専務執行役員 営業本部長 営業企画部、お客さまサービス部、 営業支援部、法人営業部、地方創生部、 信託コンサルティング部、 ローン営業部、カード事業部、 市場営業部、市場業務部担当		
高 津 典 生	取締役常務執行役員 オペレーション本部長 事務企画部、システム部、業務集中部、 事務サービス部担当		
若 林 純 也	取締役常務執行役員		
横 田 尤 孝	取締役（社外取締役）	日本原燃株式会社 取締役（社外取締役）	
田 島 優 子	取締役（社外取締役）	株式会社九州フィナンシャルグループ 監査役（社外監査役） 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	
高 山 靖 子	取締役（社外取締役）	三菱商事株式会社監査役（社外監査役） 横河電機株式会社監査役（社外監査役） コスモエネルギーホールディングス株式会社 取締役監査等委員（社外取締役）	

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大久保 壽 一	常勤監査役		
坂 本 友 彦	常勤監査役 (社外監査役)		
石 原 一 彦	常勤監査役 (社外監査役)		
福 島 一 嘉	監査役		(注3)
吉 田 雅 一	監査役 (社外監査役)		

- (注) 1. 2019年6月26日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって、取締役副頭取木村理は辞任しております。
 2. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役横田尤孝、田島優子、高山靖子、及び監査役坂本友彦、石原一彦、吉田雅一を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 3. 監査役福島一嘉は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。(年度末現在)

氏名	地位及び担当
戸塚有彦	常務執行役員 審査担当 審査部、企業サポート部担当
真木学	常務執行役員 本店営業部長兼本店営業部幸町特別出張所長
細貝隆之	常務執行役員兼市場営業部長 市場担当 市場営業部、市場業務部担当
関浩	常務執行役員 管理本部長 リスク管理部、コンプライアンス部担当
石井俊一	執行役員 新本部棟準備室長
斎藤千草	執行役員 事務企画部長
福尾博永	執行役員 人材育成部長
山崎清美	執行役員 国内営業担当 営業企画部、お客さまサービス部、営業支援部、法人営業部、 地方創生部、信託コンサルティング部、ローン営業部、カード事業部担当
片山雄一	執行役員 システム部長
高山一佳	執行役員 東京営業部長
宮城和彦	執行役員 営業支援部長
淡路睦	執行役員 地方創生部長
小関賢一	執行役員 リスク管理部長
植松克則	執行役員 法人営業部長
小野雅康	執行役員 経営企画部長
小高信和	執行役員 監査部長

2 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	10人	381
監 査 役	6人	105
計	16人	486

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 株主総会で定められた取締役の報酬限度額は年額560百万円以内、監査役の報酬限度額は年額150百万円以内であります。また、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、上記とは別枠にて年額140百万円以内であります。
3. 取締役に対する報酬等には、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額69百万円を含んでおります。
4. 当行の取締役の報酬につきましては、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定しております。なお、当行の報酬体系は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、中長期的な業績連動報酬として株式報酬型ストックオプションを割当てております。また、当行においては、金融機関としての健全性を重視する観点から、短期の業績に連動する報酬は導入しておりません。
- 報酬額の決定方針
- ・取締役の報酬は、固定部分である役位別固定報酬及び変動部分である株価連動報酬とする。但し、社外取締役については固定報酬のみとする。
 - ・役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給する。
 - ・役位別固定報酬と株価連動報酬（株式報酬型ストックオプション）の構成比は80対20とする。
- 報酬額の決定手続
- ・取締役の報酬額は、株主総会の決議で定められた報酬枠総額の範囲内で、取締役会の決議をもって決定する。
5. 当行の監査役の報酬につきましては、独立性を確保するため、全額固定報酬とし、報酬額は監査役の協議により決定しております。

3 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
横 田 尤 孝	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
田 島 優 子	
高 山 靖 子	
坂 本 友 彦	
石 原 一 彦	
吉 田 雅 一	

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
横田 尤孝	日本原燃株式会社取締役（社外取締役）	開示すべき関係はありません。
田島 優子	株式会社九州フィナンシャルグループ 監査役（社外監査役）	当行は同社に対し資本出資があります。
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	当行と同社グループは相互に資本出資があるほか、通常の営業取引関係にあります。
高山 靖子	三菱商事株式会社監査役（社外監査役）	当行と同社は通常の営業取引関係にあります。
	横河電機株式会社監査役（社外監査役）	開示すべき関係はありません。
	コスモエネルギーホールディングス株式会社 取締役監査等委員（社外取締役）	当行と同社は通常の営業取引関係にあります。

（注）上記の資本出資につきましては、全て議決権保有割合1%未満であります。

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
横田 尤孝	2年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	法律及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
田島 優子	4年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	法律及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
高山 靖子	4年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
坂本 友彦	2年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
石原 一彦	2年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
吉田 雅一	9か月	当期の在任期間中に開催した取締役会13回すべてに、また同じく在任期間中に開催した監査役会10回すべてに出席しております。	千葉県行政及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	104	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

4 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

1 株式数	発行可能株式総数 発行済株式の総数	2,500,000千株 815,521千株
-------	----------------------	--------------------------

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 当年度末株主数	33,764名
-----------	---------

3 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 56,139	% 7.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	35,615	4.79
日本生命保険相互会社	26,870	3.61
第一生命保険株式会社	26,230	3.53
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	18,537	2.49
明治安田生命保険相互会社	18,291	2.46
住友生命保険相互会社	17,842	2.40
株式会社三菱UFJ銀行	17,707	2.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 2 2 3	14,576	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	13,406	1.80

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (72,709千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

1 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	① 名称：株式会社千葉銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の数：413個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 41,300株 ④ 新株予約権の行使期間：2010年7月21日から2040年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の数：442個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 44,200株 ④ 新株予約権の行使期間：2011年7月21日から2041年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の数：468個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 46,800株 ④ 新株予約権の行使期間：2012年7月21日から2042年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第4回新株予約権 ② 新株予約権の数：283個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 28,300株 ④ 新株予約権の行使期間：2013年7月20日から2043年7月19日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第5回新株予約権 ② 新株予約権の数：287個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 28,700株 ④ 新株予約権の行使期間：2014年7月19日から2044年7月18日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第6回新株予約権 ② 新株予約権の数：342個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 34,200株 ④ 新株予約権の行使期間：2015年7月18日から2045年7月17日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	3人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第7回新株予約権 ② 新株予約権の数：879個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 87,900株 ④ 新株予約権の行使期間：2016年7月21日から2046年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	4人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第8回新株予約権 ② 新株予約権の数：725個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 72,500株 ④ 新株予約権の行使期間：2017年7月21日から2047年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	① 名称：株式会社千葉銀行 第9回新株予約権 ② 新株予約権の数：820個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 82,000株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年7月21日から2048年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
	① 名称：株式会社千葉銀行 第10回新株予約権 ② 新株予約権の数：1,453個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 145,300株 ④ 新株予約権の行使期間：2019年7月20日から2049年7月19日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

2 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	① 名称：株式会社千葉銀行 第10回新株予約権 ② 新株予約権の数：2,007個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 200,700株 ④ 新株予約権の行使期間：2019年7月20日から2049年7月19日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	15人
使用人	—	—
子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人	—	—

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人	90	(注2) (注3) (注4)
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三浦 昇		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 暢子		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央		

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 会計監査人の報酬等について監査役が同意した理由
 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、財務に関する相談業務等であります。
 なお、当該業務に係る報酬等は18百万円であります。
 4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は114百万円であります。
 5. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 会計監査人に関するその他の事項

- イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
 当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。
- ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実
 該当事項はありません。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

1 業務の適正を確保する体制の整備についての決議の内容

当行は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 「千葉銀行の企業倫理」や「行動指針」を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、役職員の行動指針を明確にするとともに、具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を通じ、その徹底を図る。
ロ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。
ハ. コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署を定める等、コンプライアンス体制を整備する。
ニ. コンプライアンス充実のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定期的に策定して、これを実施する。
ホ. 取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にコンプライアンスに関する報告を受ける。
ヘ. 監査役及び業務執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。
ト. 役職員の法令違反等に関する通報を職員等から直接受け付ける内部通報制度を整備し、制度に基づいて通報を行った職員等に不利益な取扱いを行わないようにするなど適切な運用を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めによるほか、行内規程により議事録・稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 「リスク管理の基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、各種リスクの管理部署及び当行全体のリスクの統合管理部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。
ロ. 取締役会は、リスク管理に関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にリスク管理に関する報告を受ける。
ハ. 監査役及び内部監査部署は、リスク管理体制の有効性及び適切性等、リスク管理に関する監査を行う。

- 二. 大規模災害、大規模システム障害等、不測の事態を想定した危機管理計画を策定し、必要に応じて訓練を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会において中期経営計画・営業施策等重要な職務の執行を決定するとともに、その進捗等について報告を受ける。
- ロ. 取締役会決議により定める取締役及び執行役員にて構成する「経営会議」において、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議する。
- ハ. 執行役員制度の採用により、意思決定及び取締役の監督機能と、業務執行機能を分離し、意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図る。
- 二. 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等において執行権限・執行手続等を定め、効率的な業務運営を図る。
- ⑤ 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当行及びその子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、当行は子会社各社（以下「各社」という。）に対し、必要に応じて取締役及び監査役を派遣し、一体的な管理体制を整備する。
- ロ. 各社は、当行のコンプライアンス規程、各種リスク管理規程等に準じて諸規程を定めるとともに、各社のコンプライアンスやリスク管理を当行の管理部署が統括する体制とし、さらに、当行の内部監査部署が各社の内部監査を実施して、当行グループ全体の業務の適正を確保する。
- ハ. 各社の重要な業務執行にあたっては、当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制とするとともに、当行と各社の役員が定期的に意見交換を行い、当行グループの経営課題について情報を共有化する。
- 二. 当行及び各社は、相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズレングスルールを遵守する。
- ホ. 当行及び各社は、財務報告に係る内部統制規程を制定するとともに、内部統制統括部署を定める等、財務報告の信頼性確保のための体制を整備する。
- ⑥ 監査役を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 執行部門から独立した組織として監査役室を設置する。
- ロ. 監査役の指揮命令のもとで監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を監査役室に配属する。
- ハ. 監査役補助者は業務執行に係る役職を兼務しないこととするとともに、人事異動等については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

□. 前記に関わらず、監査役会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性を確保する。

□. 代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持する。

ハ. 監査役の職務の執行に必要な費用は、監査役の請求に応じて当行が負担する。

2 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する方針」を策定、公表したほか、取締役会の実効性向上のため、外部機関による客観的かつ専門的な評価を新たに実施しました。また、業務執行に関する意思決定のスピードアップ、部室間の連携向上を図るため、「営業本部」「企画本部」「管理本部」「オペレーション本部」の4本部制としています。この体制のもと、「定時取締役会」を12回、「臨時取締役会」を4回開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、中期経営計画の進捗状況報告などを通じて、取締役の職務執行の監督を適切に行っております。その他、取締役会において指名された取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を合計44回開催し、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議しております。(基本方針①、②、③、

④)

② リスク管理体制

「ALM委員会」を12回、「信用リスク管理委員会」を4回、「オペレーショナル・リスク管理委員会」を2回開催し、リスク毎の対応方針を協議いたしましたほか、四半期毎に「統合的リスク管理の状況」、半期毎に「市場・流動性リスクの状況」、「信用リスクの状況」等を取締役会へ報告いたしました。また、サイバー攻撃の発生状況と対策強化、およびサイバー攻撃に係る管理体制等について、定期的にと取締役会へ報告するとともに、危機的な事態の発生を想定した対策本部立上げ訓練や重要業務取扱訓練を実施いたしました。その他、新型コロナウイルスへの対応状況、業務継続対策等について経営会議へ報告するなど、適切に対応いたしました。(基本方針③イ、ロ、二)

③ コンプライアンス体制

「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で策定いたしましたほか、「コンプライアンス委員会」を12回開催し、同プログラムの実施状況やコンプライアンス違反に係る真因分析にもとづく再発防止策の検討、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の一層の高度化に向けた実施状況などについて、都度審議を行い、重要な事項を取締役会へ報告いたしました。また、行内外に設置している内部通報窓口において、通報者保護ルールを適切に運用いたしました。(基本方針①イ～ホ、ト)

④ 当行グループにおける業務の適正の確保

グループCEOによる全体統括のもと、グループチーフオフィサーを所管分野の責任者として配置することで、グループ横断的な経営管理体制としております。また、グループ各社を所管する担当役員の配置や、監査役の派遣、当行の管理部署による各社のコンプライアンスやリスク管理の統括、当行の内部監査部署による各社への内部監査の実施等により、当行グループにおける業務の適正の確保に努めております。さらに、各社の重要な業務執行について、当行へ適時・適切に協議・報告を受けたほか、「グループ統括委員会」に当行社外取締役がオブザーバー参加し、各社の経営状況や諸課題を把握しました。その他、社外取締役とグループ会社社長の意見交換会を個別に行うなど、管理・支援の強化に取組みました。(基本方針⑤)

⑤ 監査役監査の実効性の確保

監査役会設置会社の形態を採用し、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、本部・支店への往査、取締役・部長へのヒアリング、グループ監査役会議等を通じ、客観的・合理的な監査を実施いたしました。また、監査役は、代表取締役及び社外取締役と定期的に意見交換を行っているほか、内部監査部署、会計監査人と十分な連携を確保しております。なお、監査役による監査等の業務や監査役会の運営を円滑に行うため、監査役の執務室内に監査役スタッフを配置していましたが、業務執行者からの独立性を一層高めるため、監査役室を新設し、監査役室長がこれらの役割を担う態勢とすることを決定いたしました。(基本方針①へ、③八、⑥、⑦、⑧)

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

計算書類等

■ 第114期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	1,923,761
現金	79,958
預け金	1,843,803
コールローン	152,307
買現先勘定	19,999
買入金銭債権	10,650
特定取引資産	412,833
商品有価証券	7,189
商品有価証券派生商品	49
特定金融派生商品	29,100
その他の特定取引資産	376,494
金銭の信託	21,684
有価証券	2,103,737
国債	170,936
地方債	351,980
社債	436,927
株式	203,170
その他の証券	940,723
貸出金	10,616,525
割引手形	11,271
手形貸付	140,459
証書貸付	9,763,374
当座貸越	701,420
外国為替	6,394
外国他店預け	5,378
買入外国為替	78
取立外国為替	937
その他資産	122,124
前払費用	409
未収収益	12,746
先物取引差入証拠金	2,979
金融派生商品	14,197
金融商品等差入担保金	79,942
その他の資産	11,848
有形固定資産	110,990
建物	23,717
土地	59,545
建設仮勘定	22,758
その他の有形固定資産	4,968
無形固定資産	14,377
ソフトウェア	11,905
その他の無形固定資産	2,471
前払年金費用	7,284
支払承諾見返	37,204
貸倒引当金	△22,815
資産の部合計	15,537,059

科 目	金 額
負債の部	
預金	12,788,913
当座預金	255,994
普通預金	8,620,655
貯蓄預金	260,236
通知預金	6,111
定期預金	3,369,894
その他の預金	276,020
譲渡性預金	496,293
コールマネー	220,000
売現先勘定	30,657
債券貸借取引受入担保金	287,159
特定取引負債	25,641
特定金融派生商品	25,641
借入金	521,711
借入金	521,711
外国為替	834
売渡外国為替	634
未払外国為替	200
社債	115,229
信託勘定借	2,790
その他負債	130,781
未決済為替借	27
未払法人税等	7,371
未払費用	10,307
前受収益	2,270
先物取引差金勘定	46
金融派生商品	27,032
金融商品等受入担保金	1,325
資産除去債務	210
その他の負債	82,189
睡眠預金払戻損失引当金	1,692
ポイント引当金	278
繰延税金負債	2,316
再評価に係る繰延税金負債	10,511
支払承諾	37,204
負債の部合計	14,672,016
純資産の部	
資本金	145,069
資本剰余金	122,134
資本準備金	122,134
利益剰余金	580,928
利益準備金	50,930
その他利益剰余金	529,998
固定資産圧縮積立金	351
別途積立金	485,971
繰越利益剰余金	43,676
自己株式	△49,194
株主資本合計	798,937
その他有価証券評価差額金	64,068
繰延ヘッジ損益	△8,504
土地再評価差額金	10,025
評価・換算差額等合計	65,590
新株予約権	514
純資産の部合計	865,042
負債及び純資産の部合計	15,537,059

■ 第114期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		212,269
資金運用収益	147,810	
貸出金利息	109,528	
有価証券利息配当金	34,370	
コールローン利息	1,912	
買現先利息	0	
預け金利息	1,738	
その他の受入利息	259	
信託報酬	8	
役務取引等収益	43,235	
受入為替手数料	7,951	
その他の役務収益	35,283	
特定取引収益	1,812	
商品有価証券収益	94	
特定取引有価証券収益	220	
特定金融派生商品収益	1,497	
その他業務収益	6,548	
外国為替売買益	1,835	
国債等債券売却益	4,700	
その他の業務収益	13	
その他経常収益	12,854	
償却債権取立益	2,655	
株式等売却益	4,694	
金銭の信託運用益	94	
その他の経常収益	5,409	
経常費用		144,397
資金調達費用	24,133	
預金利息	6,534	
譲渡性預金利息	4,850	
コールマネー利息	△203	
売現先利息	550	
債券貸借取引支払利息	442	
借入金利息	2,454	
社債利息	2,110	
金利スワップ支払利息	6,751	
その他の支払利息	641	
役務取引等費用	20,601	
支払為替手数料	1,545	
その他の役務費用	19,056	
特定取引費用	10	
その他の特定取引費用	10	
その他業務費用	1,952	
国債等債券売却損	1,169	
国債等債券償却	269	
金融派生商品費用	512	
営業経費	82,560	
その他経常費用	15,139	
貸倒引当金繰入額	2,646	
貸出金償却	8,749	
株式等売却損	104	
株式等償却	1,904	
金銭の信託運用損	345	
その他の経常費用	1,389	
経常利益		67,872

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		3,843
固定資産処分損	64	
減損損失	1,292	
本部棟建替に伴う損失	2,486	
税引前当期純利益		64,030
法人税、住民税及び事業税	18,318	
法人税等調整額	△225	
法人税等合計		18,092
当期純利益		45,937

■ 第114期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	1,928,656
コールローン及び買入手形	152,307
買現先勘定	19,999
買入金銭債権	21,245
特定取引資産	418,373
金銭の信託	28,684
有価証券	2,118,588
貸出金	10,565,697
外国為替	6,394
その他資産	199,995
有形固定資産	116,118
建物	24,795
土地	62,371
建設仮勘定	22,979
その他の有形固定資産	5,973
無形固定資産	14,593
ソフトウェア	12,047
その他の無形固定資産	2,546
退職給付に係る資産	536
繰延税金資産	4,776
支払承諾見返	45,259
貸倒引当金	△31,291
資産の部合計	15,609,936

科 目	金 額
負債の部	
預金	12,772,684
譲渡性預金	444,293
コールマネー及び売渡手形	220,000
売現先勘定	30,657
債券貸借取引受入担保金	287,159
特定取引負債	25,641
借入金	522,514
外国為替	834
社債	115,229
信託勘定借	2,790
その他負債	195,755
退職給付に係る負債	1,655
役員退職慰労引当金	192
睡眠預金払戻損失引当金	1,692
ポイント引当金	576
特別法上の引当金	21
繰延税金負債	3,129
再評価に係る繰延税金負債	10,511
支払承諾	45,259
負債の部合計	14,680,602
純資産の部	
資本金	145,069
資本剰余金	122,134
利益剰余金	641,387
自己株式	△49,194
株主資本合計	859,396
その他有価証券評価差額金	73,231
繰延ヘッジ損益	△8,504
土地再評価差額金	10,025
退職給付に係る調整累計額	△5,330
その他の包括利益累計額合計	69,423
新株予約権	514
純資産の部合計	929,334
負債及び純資産の部合計	15,609,936

■ 第114期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		242,982
資金運用収益	144,681	
貸出金利息	109,516	
有価証券利息配当金	31,163	
コールローン利息及び買入手形利息	1,912	
買現先利息	0	
預け金利息	1,742	
その他の受入利息	344	
信託報酬	8	
役務取引等収益	52,666	
特定取引収益	5,457	
その他業務収益	6,544	
その他経常収益	33,623	
償却債権取立益	2,672	
その他の経常収益	30,951	
経常費用		170,365
資金調達費用	24,150	
預金利息	6,534	
譲渡性預金利息	4,845	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△203	
売現先利息	550	
債券貸借取引支払利息	442	
借入金利息	2,455	
社債利息	2,110	
その他の支払利息	7,414	
役務取引等費用	19,669	
特定取引費用	10	
その他業務費用	1,952	
営業経費	89,029	
その他経常費用	35,553	
貸倒引当金繰入額	3,988	
その他の経常費用	31,564	
経常利益		72,617
特別利益		1
固定資産処分益	1	
特別損失		3,843
固定資産処分損	64	
減損損失	1,292	
本部棟建替に伴う損失	2,486	
税金等調整前当期純利益		68,775
法人税、住民税及び事業税	21,204	
法人税等調整額	△465	
法人税等合計		20,738
当期純利益		48,037
親会社株主に帰属する当期純利益		48,037

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社千葉銀行
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社千葉銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

株式会社 千葉銀行 監査役会

常勤監査役	大久保 壽 一	㊟
常勤監査役（社外監査役）	坂 本 友 彦	㊟
常勤監査役（社外監査役）	石 原 一 彦	㊟
監 査 役	福 島 一 嘉	㊟
監 査 役（社外監査役）	吉 田 雅 一	㊟

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、金融機関を取り巻く経営環境の変化に備えるため、内部留保に意を用いるとともに、当期の収益状況等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類
金 銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する
事項及びその総額
当行普通株式1株につき金10円
総額7,428,113,090円

なお、昨年12月に中間配当金として8円をお支払いいたしましたので、年間にお支払いする配当金は1株につき18円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

1 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金
25,000,000,000円

2 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金
25,000,000,000円

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役稲村幸仁、篠崎忠義、高津典生の3名は本総会終結の時をもって任期が満了し、取締役若林純也、横田尤孝は本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	いなむら ゆきひと 稲村 幸仁	再任 取締役副頭取
2	しのざき ただよし 篠崎 忠義	再任 取締役専務執行役員
3	たか つ のりお 高津 典生	再任 取締役常務執行役員
4	きうち たかひで 木内 登英	新任 社外役員

候補者
番号

1

いな むら ゆき ひと
稲 村 幸 仁

1963年9月18日生

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1986年4月 当行入行
2013年6月 同秘書室長
2015年6月 同執行役員 人材育成部長
2016年6月 同取締役執行役員 経営管理部・人材育成部・ダイバーシティ推進部担当
2017年6月 同取締役常務執行役員 働き方改革推進部・経営管理部・人材育成部・ダイバーシティ推進部担当
2018年6月 同取締役常務執行役員 グループCRO（最高リスク管理責任者） 管理本部長 新本部棟準備室・経営管理部・人材育成部・ダイバーシティ推進部・リスク管理部・コンプライアンス部担当
2019年6月 同取締役副頭取 グループCOO（最高執行責任者）（現任）
人材育成部・ダイバーシティ推進部・秘書室担当

18,067株

取締役候補者とした理由

ニューヨーク支店長、広報CSR部長、秘書室長、人材育成部長等を歴任したほか、2016年6月に取締役に就任、2019年6月より取締役副頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

しの ぎき ただ よし
篠 崎 忠 義

1965年2月21日生

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1988年4月 当行入行
2013年6月 同市場営業部長
2016年6月 同経営企画部長
2017年6月 同執行役員 経営企画部長
2018年6月 同取締役常務執行役員 グループCSO（最高企画責任者）企画本部長
経営企画部・広報部・秘書室担当
2019年6月 同取締役専務執行役員 グループCBO（最高営業責任者）営業本部長
（現任）

12,170株

取締役候補者とした理由

ロンドン支店長、市場営業部長、経営企画部長等を歴任したほか、2018年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

たか つ のり お
高 津 典 生

1962年11月4日生

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1985年4月 当行入行
2010年6月 同システム部長
2015年6月 同執行役員 システム部長
2016年6月 同取締役執行役員 事務企画部・システム部・業務集中部・事務サービス部担当
2017年6月 同取締役常務執行役員 事務企画部・システム部・業務集中部・事務サービス部担当
2018年6月 同取締役常務執行役員 グループCIO（最高情報責任者）オペレーション本部長（現任）
事務企画部・システム部・業務集中部・事務サービス部担当

20,463株

取締役候補者とした理由

システム部長等を歴任したほか、2016年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

き うち たか ひで
木 内 登 英

1963年11月29日生

新任

社外役員

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1987年4月 株式会社野村総合研究所入社
2002年6月 同経済研究部 日本経済研究室長
2004年6月 野村證券株式会社 金融経済研究所調査部次長 兼 日本経済調査課長
2007年6月 同金融経済研究所 経済調査部長 兼 チーフエコノミスト
2012年7月 日本銀行 政策委員会審議委員
2017年7月 株式会社野村総合研究所 エグゼクティブ・エコノミスト（現任）

0株

取締役候補者とした理由

木内登英氏は、株式会社野村総合研究所及び野村證券株式会社において、エコノミストとして国内外で職歴を重ね、高い専門性を備えているほか、日本銀行の最高意思決定機関である政策委員会の審議委員として金融施策の審議等を担った経験を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 木内登英氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木内登英氏は、当行が定める「独立性判断基準」を満たしております。また、東京証券取引所の規定に基づく独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、新たに独立役員となる予定であります。
4. 当行は、社外取締役候補者である木内登英氏の選任が承認された場合、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役大久保壽一、福島一嘉は本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

いい じま だい ぞう
飯 嶋 大 三

1961年1月28日生

新任

略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1984年4月 当行入行
2014年6月 同執行役員 人材育成部長
2015年6月 同取締役常務執行役員 市場営業部・市場業務部担当
2017年6月 同取締役専務執行役員 経営企画部・広報CSR部担当
2018年6月 ちばぎんハートフル株式会社 取締役社長（現任）

66,200株

監査役候補者とした理由

県庁支店長、本店営業部長、人材育成部長等を歴任したほか、2015年6月より取締役、2018年6月よりグループ子会社のちばぎんハートフル株式会社の取締役社長を務め、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験を有していることから、監査役候補者といたしました。

候補者
番号

2

ふくしまかずよし
福島一嘉

1960年1月25日生

再任

略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1982年4月 当行入行
2012年6月 リスク管理部長
2013年6月 同執行役員 監査部長
2016年6月 同非常勤監査役 ちばぎん証券株式会社 常勤監査役（現任）

38,293株

監査役候補者とした理由

リスク管理部長、監査部長等を歴任したほか、2016年6月より非常勤監査役を務め、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験や、税理士資格の保有者として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当行の監査役としての役割を適切に果たしておりますので、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者である飯嶋大三氏は、2020年6月のちばぎんハートフル株式会社の定時株主総会をもって代表取締役及び取締役を退任する予定であります。

以上

<ご参考> 当行の「独立性判断基準」

当行における社外取締役または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近^(注1)において次のいずれの要件にも該当しない者とする。

- ① 当行を主要な取引先^(注2)とする者またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ② 当行の主要な取引先^(注3)またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ③ 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ④ 当行を主要な取引先^(注2)とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑤ 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑥ 当行の主要株主^(注4)またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦ 次に掲げる者（重要^(注5)でない者を除く）の近親者^(注6)
 - A. 上記①～⑥に該当する者
 - B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等

(注1) 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の1%以上の支払いのある先

(注3) 当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1%以上の支払いのある先

(注4) 総議決権の10%以上を保有する株主

(注5) 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士

(注6) 二親等内の親族

以上

